

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査の目的

産業別、事業所規模別の労働災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査対象の範囲

ア 地域的範囲

全国

イ 属性的範囲

(ア) 事業所調査票

日本標準産業分類による次に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所（農業、林業については、民営事業所のみ）及び製造業のうち特定の産業に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所。

なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除く。

- a 農業、林業
- b 鉱業、採石業、砂利採取業
- c 建設業（総合工事業を除く。）
- d 製造業
- e 電気・ガス・熱供給・水道業
- f 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）
- g 運輸業、郵便業
- h 卸売業、小売業
- i 宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）
- j 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）
- k 医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）
- l サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

ただし、10～29人の常用労働者を雇用する事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとする。

(イ) 総合工事業調査票

次に掲げる工事業の種類に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事業の請負金額が税抜き1億8,000万円以上（保険関係成立年月日が平成27年3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上）の工事現場。

- a 河川土木工事業
- b 水力発電施設等新設事業
- c 鉄道又は軌道新設事業
- d 地下鉄建設事業
- e 橋りょう建設事業

- f ずい道新設事業
- g 道路新設事業
- h その他の土木工事業
- i 舗装工事業
- j 建築工事業
- k その他の建築事業

(3) 報告を求める者

ア 数

- (ア) 事業所調査票
約32,000事業所 (母集団の数：約230,000事業所)

- (イ) 総合工事業調査票
約2,700工事現場 (母集団の数：約11,000工事現場)

イ 選定の方法

- (ア) 事業所調査票
事業所母集団データベース(平成28年次フレーム)を母集団とし、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

- (イ) 総合工事業調査票
労働保険適用台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団とし、工事の種類、工事の請負金額階級別に層化無作為抽出により選定する。

(4) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

ア 報告を求める事項

- (ア) 事業所調査票
- a 事業所の名称及び所在地
 - b 主な生産品の名称又は事業の内容
 - c 企業全体の常用労働者数
 - d 事業所の全労働者数及び常用労働者数
 - e 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数
 - f 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
 - g 不休災害被災労働者数

- (イ) 総合工事業調査票
- a 工事現場の名称
 - b 主な工事の内容
 - c 工事の請負金額
 - d 調査期間中の工事日数
 - e 調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数
 - f 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数
 - g 不休災害被災労働者数

イ 基準となる期日又は期間

(ア) 事業所調査票

基本的には、1月1日から12月31日まで(給与締切日で記入する場合は、調査年前年の最終給与締切日の翌日から調査年の最終給与締切日までの1年間)とする。

ただし、労働者数については、12月末日現在(給与締切日で記入する場合は、調査対象期間の最終給与締切日現在)とする。また、ア(ア)のf及びgについては、調査対象期間の1年間に発生したものについて、調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況を把握する。

(イ) 総合工事業調査票

上半期調査は1月1日～6月30日まで、下半期調査は7月1日～12月31日まで（給与締切日で記入する場合は、調査期前期の最終給与締切日の翌日から調査期の最終給与締切日までの6か月間）とする。

また、ア（イ）のf及びgについては、各調査対象期間に発生したものについて、当該調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況を把握する。

(5) 報告を求めるために用いる方法

ア 調査組織

厚生労働省 — 報告者

イ 調査方法

配布 — 厚生労働省から報告者に郵送する。

回収 — 報告者が記入した後、厚生労働省あてに郵送またはインターネットを利用したオンライン報告方式(政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用)により提出する。

(6) 報告を求める期間

ア 調査の周期

(ア) 事業所調査票

1年

(イ) 総合工事業調査票

半年

イ 調査の実施期間又は調査票の提出期限

(ア) 事業所調査票

調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日

(イ) 総合工事業調査票

上半期調査は調査の対象となる年の7月1日～7月20日

下半期調査は調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日

(7) 有効回答率

ア 事業所調査

調査客体数	31,631	有効回答数	22,469	有効回答率	71.0%
-------	--------	-------	--------	-------	-------

イ 総合工事業調査

調査客体数	5,353	有効回答数	4,704	有効回答率	87.9%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

2 標本設計

事業所（総合工事業調査については工事現場）の抽出は次のとおり行った。

(1) サンプルフレーム

ア 事業所調査

事業所母集団データベース（平成28年次フレーム）によって把握された民・公営事業所を母集団とした。

イ 総合工事業調査

労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく「労働保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算保険料申告書」に基づき作成された台帳に登録されている有期事業の工事現場を母集団とした。

(2) 目標精度

度数率の標準誤差率が、産業及び事業所規模別に、事業所調査のうち事業所規模 100人以上については9%以内、事業所規模10~99人については10%以内となるように設定した。また、総合工事業調査については9%以内となるように設定した。標準誤差率の算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}}{\hat{R}} \approx \sqrt{\sum_{h=1}^L \left(\frac{N_h}{N} \right)^2 \left(\frac{1}{n_h} - \frac{1}{N} \right) \left(\frac{\text{Var}(X_h)}{\bar{X}^2} - 2 \frac{\text{Cov}(X_h, Y_h)}{\bar{X}\bar{Y}} + \frac{\text{Var}(Y_h)}{\bar{Y}^2} \right)}$$

$$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi} \quad , \quad \bar{Y} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \frac{N_h}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$\bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi} \quad , \quad \bar{Y}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} Y_{hi}$$

$$\text{Var}(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2 \quad , \quad \text{Var}(Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (Y_{hi} - \bar{Y}_h)^2$$

$$\text{Cov}(X_h, Y_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h) (Y_{hi} - \bar{Y}_h)$$

ただし、

\hat{R} : 度数率の推計値

h : 抽出層区分

i : 事業所（工事現場）番号

X_{hi} : 事業所（工事現場）の労働災害による死傷者数

Y_{hi} : 事業所（工事現場）の延べ実労働時間数

N : 母集団事業所（工事現場）数

N_h : 各層の母集団事業所（工事現場）数

n_h : 各層の標本事業所（工事現場）数

3 主な用語の説明

(1) 労働災害

労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害など突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

(2) 事業所の労働者数

この調査の対象者は、事業所の全労働者とした。

ア 事業所の全労働者

調査期間末日現在の調査対象事業所で働くすべての労働者のことで、常用労働者だけでなく臨時・日雇労働者、その他名称及び雇用形態の如何を問わずすべての労働者を含むものとした。また、調査対象事業所で働く派遣労働者及び出向者も含めるものとしたが、他企業への出向者及び請負事業で働く労働者は含めないものとした。

なお、船員法第1条に規定する船員については、調査の対象外とした。

イ 事業所の常用労働者

次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するものとした。

（ア）期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇われている者

（イ）重役、理事などの役員のうち、常時当該事業所に出勤して一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者

（ウ）事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して給与の支払を受けている者

（エ）育児・介護休業中の者、病気休業中の者

なお、いわゆるパートタイマーであっても上記（ア）～（エ）のいずれかに該当する者は常用労働者とした。

(3) 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数及び延べ実労働日数

ア 延べ実労働時間数

全労働者が実際に働いた労働時間の合計（1時間未満の端数は切り捨て）をいい、早出、残業等の超過労働時間があれば、その時間数も含む。なお、休憩時間は給与の支給の有無にかかわらず除くが、監視又は断続的業務に従事する者の手待時間は含める。

ここでいう全労働者には調査期間中の一部の期間のみ働いていた者を含める。

イ 延べ実労働日数（総合工事業のみ）

全労働者が、実際に工事現場に出勤した延べ日数をいう。交替制などにより同一人が1日のうち2回出勤した場合には、1日として数える。

(4) 企業全体の全常用労働者数

調査対象事業所と同一の企業に属する本社、支社、工場、事業場等すべての事業所を含めた全体の常用労働者数とした。

(5) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働災害により被災した労働者の延べ数を表1の労働不能程度別に区分したものをいう。

各々の災害がどの区分に該当するかは、調査期間の末日より2週間経過後までに確定した労働災害の状態に基づいて決定する。

この調査では、発生した災害の件数ではなく、被災した労働者を単位として労働災害を調査する。したがって、死傷者数の合計は調査期間中の災害ごとの人数の合計となる。同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して休業しているような場合は、死傷者数及び休業日数に含めない。

なお、休業日数の区分及び延べ休業日数は所定休日も含めた暦日数による。

表 1 労働不能程度別表

労働不能程度	内 容
死 亡	労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものを含む。）。
永久全労働不能	労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すもの。
永久一部労働不能	身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったもの。
一時労働不能	災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると身体の一部又は身体の一部の機能をそう失わずに治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないもの。
不 休 災 害	業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものも含む。）。

(6) 労働災害率

ア 度数率

100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、災害発生の頻度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による死傷者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

ただし、労働災害による死傷者数は、休業1日以上及び身体の一部又はその機能を失う労働災害による死傷者数であり、不休災害による傷病者は含まない。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

イ 強度率

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数（（7）参照）をもって、災害の重さの程度を表したものをいう。

すなわち、調査期間中に発生した労働災害による延べ労働損失日数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を1,000倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

ウ 不休災害度数率

100万延べ実労働時間当たりの不休災害（表1参照）による傷病者数をもって、不休災害発生の頻度を表したものをいう。すなわち、調査期間中に発生した不休災害による傷病者数を同じ期間中に危険にさらされた全労働者の延べ実労働時間数で除し、その数値を100万倍したもので、算式は次のとおりである。

$$\text{不休災害度数率} = \frac{\text{不休災害による傷病者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(7) 労働損失日数

次の基準により算出する。

ア 死亡…………… 7,500日

イ 永久全労働不能…………… 表2の身体障害等級1～3級の日数(7,500日)

ウ 永久一部労働不能…………… 表2の身体障害等級4～14級の日数(級に応じて50～5,500日)

エ 一時労働不能…………… 所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に $300/365$ (うるう年は $300/366$) を乗じた日数

表2

身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

(8) 無災害事業所

休業1日以上及び身体の一部又はその機能を失う労働災害による死傷者が発生しなかった事業所をいう。不慮災害による傷病者のみが発生した事業所は無災害事業所に含まれる。

(9) 規模

ア 企業規模

(4)の企業全体の全常用労働者数によって区分した。

イ 事業所規模

(2)イの事業所の全常用労働者数によって区分した。

(10) 産業

事業所の主な生産品又は事業内容により、原則として日本標準産業分類(平成25年10月改定)にしたがって分類した。

ただし、総合工事業については、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて分類した。

4 調査の沿革

(1) 昭和27年～42年

本調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として、昭和27年から「毎月労働災害統計調査」として開始した。調査対象は、常時100人以上の常用労働者を使用する全事業所（管理又は事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）とした。また、昭和39年からは、建設業については有期事業の場合、調査単位を事業所から作業現場（期間中の平均労働者数100人以上の作業現場）に改定した。

(2) 昭和43年～48年

昭和43年には、「労働災害動向調査毎月調査」と改称し、調査対象を30人以上の常用労働者を雇用する事業所とする標本調査に改定した。建設業のうち総合工事業については労働者災害補償保険の概算保険料が20万円以上又は工事の請負金額が3,000万円以上の工事現場（その後の改定により、現行では、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場）に改定した。

(3) 昭和49年～54年

昭和49年から、毎月調査を四半期調査とする改定を経て、さらに、昭和52年からは100人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とする四半期調査と、10～99人の常用労働者を雇用する事業所を対象とする小規模事業所調査とに分けた。小規模事業所調査は7～9月の3か月を調査期間とし、調査対象産業は昭和52年は製造業の特定7業種、昭和53年は製造業以外の産業、昭和54年は製造業の特定7業種について実施した。

(4) 昭和55年～平成3年

昭和55年には、四半期調査を甲調査と、小規模調査を乙調査と改称した。同時に甲調査については、調査対象産業にサービス業のうちの洗濯業と建物サービス業を追加した。乙調査については、調査対象産業を30～99人の常用労働者を雇用する事業所は甲調査と同一（ただし建設業のうち総合工事業を除く。）、10～29人の常用労働者を雇用する事業所は従来の製造業特定産業7業種とし、調査対象期間を1～12月とする年1回の調査とした。

(5) 平成4年～平成19年

平成4年からは、四半期調査である甲調査を半期調査に改定するとともに、甲調査と乙調査（30～99人の常用労働者を雇用する事業所に限る。）の調査対象産業に、卸売・小売業、飲食店（飲食店を除く。）とサービス業のうち旅館、ゴルフ場を追加した。

(6) 平成20年～平成22年

平成20年からは、甲調査・乙調査の種別を改変し、事業所調査として総合工事業を除く10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象として年1回、総合工事業調査として総合工事業の工事現場を対象として半期ごとに実施（総合工事業調査の集計は1年間の状況についてのみ行い、半期ごとの集計は行わないこととした。）した。

平成19年以前の乙調査においては不休災害被災労働者数について調査していなかったが、平成20年からは事業所調査の10～99人の常用労働者を雇用する事業所においても100人以上の常用労働者を雇用する事業所と同様に不休災害被災労働者数について調査した。

また、医療、福祉を調査対象産業に追加し、複合サービス事業を調査対象産業から除いた。

なお、国営の事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象外とした。

(7) 平成23年～

平成23年からは、これまで林業のみ調査対象産業としていた農業、林業について、農業を新たに追加した。

5 利用上の注意事項

(1) 労働災害の結果について

この調査結果に含まれる労働災害は、1の(2)調査対象の範囲に掲げる事業所で発生したもので、我が国の労働災害のすべてを網羅しているものではない。

(2) 年集計の時系列比較について

甲調査の昭和52年以降平成3年までは、四半期調査時において第1四半期から第4四半期に至る1年間について改めて死傷者の確定した労働災害の状況を集計した。

また、同様に平成4年からは、下半期調査時において上半期からの1年間について死傷者の確定した労働災害の状況を集計している。すなわち、下半期調査期間中に上半期の労働災害の程度等調査内容が変化した場合（見込みによって記入したが、確定したことにより変化が生じた場合）、上半期の数値を修正した上で集計している。そのため年計の数値は、上半期・下半期の数値の平均にならないことがある。

なお、昭和48年までの労働災害動向調査毎月調査付帯調査（年間の確定災害の実態を調査年の翌年1月末日現在で把握）や昭和49年～51年までの年集計〔各四半期毎の報告（第1四半期から第3四半期については3か月後の転帰状況を加除修正）を取りまとめ集計したもの〕とでは、災害程度の把握期間及び時期が相違しているため、付帯調査結果や年集計結果との時系列比較には注意を要する。

また、調査産業については、4にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

なお、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年は従前「P複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」（日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。この項以下同じ。）であった事業所を、民営・分社化後に郵便事業株式会社の支店及び集配センターとなった事業所は「H情報通信業－371信書送達業」として、郵便局株式会社の郵便局となった事業所は従前どおり「P複合サービス事業－781郵便局」として分類したため、「H情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る）」、「37通信業」、「371信書送達業」、「P複合サービス事業（郵便局に限る）」、「781郵便局」の集計結果について平成19年と平成18年以前を時系列比較する場合には注意が必要である。

(3) 半期集計の時系列比較について

上半期、下半期別の集計については平成20年から半期ごとの集計を行わないことにしたため、平成19年以前と比較することはできない。

(4) 乙調査の時系列比較について

乙調査の10～29人の常用労働者を雇用する事業所を対象とした昭和52年～54年の調査は、7～9月の3か月を対象としており、昭和55年以降の調査とは直接比較できない。

なお、30～99人の常用労働者を雇用する事業所については、昭和55年以降の調査と昭和43年～51年の調査間は比較可能である。

また、調査産業については、4にあるとおり対象産業の見直し、又は、日本標準産業分類の改定の影響を受けるため、時系列比較には注意を要する。

(5) 産業分類について

本報告書で用いている産業分類は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく表章とした。ただし以下の場合、注意が必要である。

ア 一部の産業についてのみ表章している産業大分類

建設業として表章しているのは、D建設業のうち、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業のみの合計を集計したものである。06総合工事業については別個で表章した。

情報通信業として表章しているのは、G情報通信業のうち、37通信業、413新聞業、414出版業のみの合計を集計したものである。

宿泊業、飲食サービス業として表章しているのは、M宿泊業、飲食サービス業のうち、751旅館、ホテルのみを集計したものである。

生活関連サービス業、娯楽業として表章しているのは、N生活関連サービス業、娯楽業のうち、781洗濯業、791旅行業、8043ゴルフ場のみの合計を集計したものである。

医療、福祉として表章しているのは、P医療、福祉のうち、831病院、832一般診療所、841保健所、842健康相談施設、853児童福祉事業、854老人福祉・介護事業、855障害者福祉事業のみの合計を集計し

たものである。

サービス業（他に分類されないもの）として表章しているのは、Rサービス業（他に分類されないもの）のうち、881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業、891自動車整備業、901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業、922建物サービス業のみの合計を集計したものである。

イ 合併して表章している産業

(ア) 中分類のうち、09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業は、09・10食料品、飲料・たばこ・飼料製造業とした。

(イ) 小分類のうち、054採石業、砂・砂利・玉石採取業についてはそのまま表章したが、別に054採石業、砂・砂利・玉石採取業、055窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、059その他の鉱業は、054・9非金属鉱業とした。

081電気工事業、082電気通信・信号装置工事業は、081・2電気工事業、電気通信・信号装置工事業とした。

101清涼飲料製造業、102酒類製造業は、101・2清涼飲料、酒類製造業とした。

245金属素形材製品製造業、246金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）は、245・6金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）とした。

291発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、292産業用電気機械器具製造業は、291・2発電用・送電用・配電用、産業用電気機械器具製造業とした。

296電子応用装置製造業、302映像・音響機械器具製造業、303電子計算機・同附属装置製造業は、296・302・3電子応用装置、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業とした。

853児童福祉事業、855障害者福祉事業は、853・5児童福祉事業、障害者福祉事業とした。

881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業については、881・2一般・産業廃棄物処理業とした。

901機械修理業（電気機械器具を除く）、902電気機械器具修理業は、901・2機械修理業とした。

ウ 独自の表章産業

(ア) D建設業のうち、D06総合工事業の表章については、労働災害統計の特殊性を考慮して表3のとおりとした。

(イ) H42鉄道業については、H422鉄道車両修理工場を特掲したが、これらは日本標準産業分類にはない独自の産業分類番号及び表記である。

(ウ) G41新聞業、出版業は日本標準産業分類の中分類G41映像・音声・文字情報制作業のうち413新聞業及び414出版業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

(エ) I60家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業は日本標準産業分類の中分類I60その他の小売業のうち601家具・建具・畳小売業及び602じゅう器小売業のみの合計を集計したものであり、日本標準産業分類の表記とは異なる。

エ 製造業の特定産業

常用労働者10～29人規模の事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業の8産業とした。

オ 産業細分類による表章の廃止

母集団として用いた「事業所母集団データベース(平成28年次フレーム)」は、産業細分類データについては、一部のみの保有となったため、産業細分類による表章を廃止した。なお、「8043ゴルフ場」については、事業所母集団データベースから把握可能のため、「特掲産業小分類」に追加して表章した。

(6) 総合工事業について

建設業のうち総合工事業については、他の産業と異なる調査方法をとっているため結果も別個で表章した。

(7) 総合工事業の上半期と下半期で調査票の工事の種類及び請負金額区分が異なる場合の集計について

同一事業所において上半期と下半期で調査票の工事の種類及び請負金額区分が異なる場合は、下半期の調査票により集計した。

(8) 労働災害率の表示方法は小数点以下第3位を四捨五入したものである。

(9) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- 「 0 」 …… 労働災害による死傷者数がないもの。
- 「 0.00 」 …… 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点以下第2位に満たないもの。
- 「 - 」 …… 該当事業所がないもの。
- 「 x 」 …… 調査客体数が少ないため掲載しないもの。
- 「 ・ 」 …… 項目がありえないもの。
- 「 … 」 …… 上記以外の数値が無いもの。又は、数値を表章することが不適当なもの。

表 3

D 建設業のうち、D06総合工事業の分類番号及び内容

分類番号	産業（工事の種類）	業種コード	内 容
D06	総合工事業		
0671	河川土木工事業	3705 3706 3708 3709 3711	河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 水門、樋門等の建設事業 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業
0672	水力発電施設等新設事業	3101 3102	水力発電施設新設事業 高えん堤新設事業
0673	鉄道又は軌道新設事業	3402	鉄道又は軌道の新設に関する建設事業（開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業は3401）
0674	地下鉄建設事業	3401	開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業
0675	橋りょう建設事業	3503	橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業
0676	ずい道新設事業	3103	ずい道新設事業
0677	道路新設事業	3201	道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業
0678	その他の土木工事業	3701 3702 3703 3704 3707 3710 3712 3713 3715 3716 3717 3718 3719	えん堤の建設事業 ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 道路の改修、復旧又は維持の事業 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業 地下に構築する各種タンクの建設事業 さく井事業 工作物の解体事業 沈没物の引揚げ事業 その他の各種建設事業 造園の事業
0679	舗装工事業	3301 3302 3303	道路、広場、プラットホーム等の舗装事業 砂利散布の事業 広場の展圧又は芝張りの事業
0681	建築工事業	3501 3502	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業
0682	その他の建築事業	3505 3506	工作物の解体 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業 ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業

注：業種コードは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第16条の規定に基づき制定された「労災保険率適用事業細目表（平成28年厚生労働省告示第16号）」による。

